

令和 4 年 3 月 3 1 日

○条例

- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例
- 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市市税条例の一部を改正する条例

○規則

- 組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則
- 小田原市成年後見制度利用促進審議会規則
- 小田原市健康増進計画推進委員会規則
- 美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則
- 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則
- 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則
- 小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 小田原市国民健康保険条例施行規則及び小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則
- 小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則
- 小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則
- 市長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市公印規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財産規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

小田原市土地開発基金に関する条例施行規則を廃止する規則

小田原市市民ホール整備基金条例施行規則を廃止する規則

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 9 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市総合計画審議会の項中「策定」の次に「及び推進に関する事項」を加え、同部小田原市地域福祉計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市成年 後見制度利用 促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
---------------------------	--	-------

別表市長の部小田原市食育推進計画策定検討委員会の項を次のように改める。

小田原市健康 増進計画推進 委員会	小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	30人以内
-------------------------	---	-------

別表市長の部小田原市自殺対策計画策定検討委員会の項を削り、同部小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

美食のまち小 田原推進事業 者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7人以内
----------------------------	---	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市食育推進計画策定検討委員会の項中「小田原市食育推進計画策定検討委員会」を「小田原市健康増進計画推進委員会」に改め、同表小田原市自殺対策計画策定検討委員会の項を削る。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 0 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 中「第 1 9 条の 2」の次に「及び第 1 9 条の 2 の 2」を加え、同条第 1 号ウ中「第 8 1 条の 2 第 4 項」を「第 8 1 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 8 1 条の 2 第 1 0 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 5 条の 5 の 2 中「第 1 9 条の 2」の次に「及び第 1 9 条の 2 の 2」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 9 条の 2 の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第 2 項後段中「の規定」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

**第 1 9 条の 2 の 2** 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 4 条又は第 1 5 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、1 0 分の 5 を乗じて得た額（第 1 4 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に規定する場合を除く。）。

2 第 1 4 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 1 4 条第 3 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 4 条又は第 1 5 条の 4」とあるのは「第 1 5 条の 5 の 6 又は第 1 5 条の 5 の 1 0」

と、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第15条の5の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の6又は第15条の5の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第15条の5の6第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3中「前条第1項の」を「第19条の2第1項の」に、「前条第1項第1号」を「第19条の2第1項第1号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第19条の2の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 1 号

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

小田原市青少年問題協議会条例（昭和 3 1 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市青少年未来会議条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

**第 1 条** 本市における青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

2 未来会議は、地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条に規定する市町村青少年問題協議会とする。

第 2 条第 1 項中「協議会」を「未来会議」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地方青少年問題協議会法第 2 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

第 2 条第 2 項中「協議会」を「未来会議」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

**第 3 条** 未来会議は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 未来会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

- (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条から第6条までを削る。

第7条の見出し中「の職務」を削り、同条第2項中「あるとき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「会議の議長となる」を「未来会議を代表する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

未来会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

第7条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議)

**第5条** 未来会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 未来会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 未来会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を未来会議に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条第1項中「協議会」を「未来会議」に改め、「又は臨時委員」を削り、同条第2項中「任命し、又は委嘱する」を「任命する」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条を第7条とする。



第9条中「ものを除く」を「ものの」に、「協議会」を「未来会議」に、「事項については」を「事項は」に改め、「会長が」の次に「未来会議に諮って」を加え、同条を第8条とする。

#### **附 則**

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 1 2 号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

小田原市駅前広場条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 一般車駐車場（以下「駐車場」という。）

第 2 条の 2 第 2 項中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改める。

第 7 条の 5 中「前条第 1 項」を「第 7 条の 4 第 1 項」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 駐車場を使用する者は、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

第 7 条の 5 を第 7 条の 7 とし、第 7 条の 4 の次に次の 2 条を加える。

（駐車場の供用時間）

**第 7 条の 5** 駐車場の供用時間は、終日とする。

（駐車場の使用制限等）

**第 7 条の 6** 駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならない。

2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）のうち、長さ 5 メートル以下であり、かつ、幅 2 メートル以下であるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができない。

(1) 発火又は引火のおそれのある物品を積載している自動車

(2) 駐車場の施設を損傷するおそれのある自動車

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる自動車

第8条に次の1項を加える。

2 駐車場の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を当該駐車場から出場させる際に徴収する。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第11条第1号中「占有者又は使用者（以下「占有者等」という。）」を「占有者等（占有者又は使用者（第7条の7第1項に規定する者及び駐車場を使用する者をいう。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第20条中「の5倍」の次に「（駐車場の使用料にあつては、2倍）」を加える。

別表中「第7条の5」を「第7条の7」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第2**（第7条の7関係）

単位	金額
20分ごと	200円（最初の20分にあつては、零）

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 1 3 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市水道料金審議会を次のように改める。

小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 5 人以内
-----------------	--	---------

別表小田原市下水道運営審議会の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 1 4 号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「居住している」を「居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 3 条第 3 項第 1 号に該当しなくなったとき。

第 1 2 条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第 1 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 2 項中「報酬の」を「年額報酬の」に改める。

第 1 3 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出勤報酬）」を付し、同条中「費用弁償」を「出勤報酬」に改める。

第 1 4 条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第 1 項中「前条の場合を除き、」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

#### 別表第 2（第 1 3 条関係）

区分	報酬額	
	災害出勤	1 日につき（4 時間以下の場合）
	1 日につき（4 時間を超える場合）	8, 0 0 0 円
警戒出勤	1 日につき	3, 5 0 0 円
訓練等出勤	1 日につき	3, 5 0 0 円

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市条例第 1 5 号**





## 小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削る。

附則第5項第2号中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則第13条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法」に改め、同項第3号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第7号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 2 号**



組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

**第1条** 小田原市事務分掌に関する規則(昭和44年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係 オリンピック・パラリンピック推進係」を  
「公共施設マネジメント課 施設活用係 施設保全係」に、  
「企画政策課 企画政策係 行政経営係 移住定住係」を、  
「管財課 管財係 土地係」を、  
「資産経営課 管理係 活用係 保全係」に、  
「環境政策課 環境政策係 ごみ減量推進係  
エネルギー政策推進課 エネルギー政策推進係」を  
「環境保護課 環境保護係 衛生・美化係 施設係 公害対策係」に、  
「環境政策課 環境政策係 資源循環係  
ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 エネルギー事業推進係」に、  
「環境保護課 環境保護係 衛生・美化係 公害対策係」を  
「都市計画課 都市計画係 市街地・拠点施設整備係 広域交流拠点整備係」を  
「都市計画課 都市計画係 市街地整備推進係」に  
改める。

第3条広報広聴室の事務分掌中(5)を削り、同室の事務分掌(6)中「広報委員」を「広報委員事業」に改め、同室の事務分掌中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同室の事務分掌(8)中「市長への手紙等」を削り、同室の事務分掌中(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 都市イメージの総合的な情報発信に関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(13)までを1ずつ繰り上げ、(14)を削り、(15)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) ふるさと応援寄附金事業に関すること。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(16)を削り、(17)を(15)とする。

第3条企画部公共施設マネジメント課の課名及び事務分掌を削る。

第3条企画部未来創造・若者課の事務分掌(1)中「各部門にわたる重要事務事業」を「特命による行政施策」に改める。

第3条総務部管財課の課名を「資産経営課」に改め、同課の事務分掌中(20)を(22)とし、(11)から(19)までを2ずつ繰り下げ、(10)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 市有建物の保全の総合的な調整に関すること。

第3条総務部資産経営課の事務分掌中(9)を(10)とし、(2)から(8)までを1ずつ繰り下げ、(1)の次に次のように加える。

(2) 公共施設の適正配置に関すること。

第3条公営事業部事業課の事務分掌中(7)を(8)とし、(4)から(6)までを1ずつ繰り下げ、(3)の次に次のように加える。

(4) 小田原競輪場施設等改善基金に関すること。

第3条市民部地域安全課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

第3条文化部文化政策課の事務分掌中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を削り、同課の事務分掌(10)中「市民会館」を「旧市民会館の管理」に改め、同課の事務分掌中(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とする。

第3条文化部スポーツ課の事務分掌(8)中「、高田運動広場、寿町テニス場」を削り、同課の事務分掌中(16)を(17)とし、(10)から(15)までを1ずつ繰り下げ、同課の事務分掌(9)中「酒匂川サイクリングロード」を「小田原市酒匂川サイクリングコース」に改め、同課の事務分掌中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 寿町テニス場跡地の管理に関すること。

第3条環境部環境政策課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 資源循環の促進に関すること。

第3条環境部エネルギー政策推進課の課名を「ゼロカーボン推進課」に改め、同課の事務分掌(1)中「エネルギー政策の総合的企画」を「地球温暖化対策及びエネルギー政策の企画」に改め、同課の事務分掌(2)中「エネルギー計画」を「地球温暖化対策及びエネルギーに係る計画」に改め、同課の事務分掌中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 地球温暖化対策の推進に関すること。

第3条環境部ゼロカーボン推進課の事務分掌に次のように加える。

(6) エネルギーマネジメントシステムの導入促進に関すること。

(7) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地域脱炭素化促進事業の推進に関すること。

第3条福祉健康部福祉政策課の事務分掌中(23)を(25)とし、(13)から(22)までを2ずつ繰り下げ、(12)の次に次のように加える。

(13) 社会福祉連携推進法人の認定等に関すること。

(14) 社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

第3条福祉健康部健康づくり課の事務分掌中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)から(15)までを1ずつ繰り上げる。

第3条子ども青少年部青少年課の事務分掌中(5)から(7)までを削り、(4)を(7)とし、(3)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 子どもの居場所づくりに関すること。

第3条子ども青少年部青少年課の事務分掌中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 青少年問題協議会に関すること。

(3) 青少年の社会参画力の育成に関すること。

第3条都市部都市政策課の事務分掌中(13)を(14)とし、(7)から(12)までを1ずつ繰り下げ、(6)の次に次のように加える。

(7) 空家等対策に関すること。

第3条都市部都市計画課の事務分掌(13)中「お城通り地区再開発事業の調査、計画、指導、助成及び施行」を「お城通り地区広域交流施設及び駐車場施設」に改め、同課の事務分掌中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(19)までを1ずつ繰り上げる。

第3条都市部まちづくり交通課の事務分掌中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(12)までを1ずつ繰り上げる。

第3条建設部建設政策課の事務分掌中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを1ずつ繰り上げる。

第3条建設部土木管理課の事務分掌に次のように加える。

(25) 岩石、砂利及び土採取に関すること。

**第2条** 小田原市事務分掌に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条子ども青少年部青少年課の事務分掌(2)中「青少年問題協議会」を「青少年未来会議」に改める。

(小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

**第3条** 小田原市職員の職の設置等に関する規則(昭和42年小田原市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の表に次のように加える。

管理監	事務職員又は技術職員
-----	------------

別表第3中

管理監	1 部長の特定職務を補佐すること。 2 部長の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。 3 担当業務の改善に関すること。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。	を
-----	--	---

管理監(別表第2(1)及び(2)に規定する管理監をいう。)	1 上司の特定職務を補佐すること。 2 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。 3 担当業務の改善に関すること。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。	に
-------------------------------	--	---

改める。

(小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則の一部改正)

**第4条** 小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会規則(平成31年小田原市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画部公共施設マネジメント課」を「総務部資産経営課」に改める。

(小田原市空家等対策協議会規則の一部改正)

**第5条** 小田原市空家等対策協議会規則(平成28年小田原市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(庶務)」に改め、同条中「市民部地域安全課」を「都市部都市政策課」に改める。

(小田原市地価公示台帳の閲覧に関する規則の一部改正)

**第6条** 小田原市地価公示台帳の閲覧に関する規則（昭和48年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部管財課」を「総務部資産経営課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。



小田原市成年後見制度利用促進審議会規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 3 号

小田原市成年後見制度利用促進審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第 3 条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 行政書士
- (5) 社会福祉士
- (6) 民生委員
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 障害者の相談支援を行う事業所の職員
- (9) 公募市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 審議会の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市健康増進計画推進委員会規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 4 号

小田原市健康増進計画推進委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市健康増進計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第 3 条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 歯科医師
- (4) 薬剤師
- (5) 民生委員
- (6) 住民組織の役員
- (7) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の職員
- (8) 地域包括支援センターの職員
- (9) 保育所の長
- (10) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (11) 小田原箱根商工会議所が推薦する者

(12) 労働基準監督署の職員

(13) 神奈川県職員

(14) 公募市民

(15) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

**第 8 条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第 9 条** 委員会及び部会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

**第 10 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市食育推進計画策定検討委員会規則及び小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 小田原市食育推進計画策定検討委員会規則 (平成 28 年小田原市規則第 50 号)

(2) 小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則 (平成 30 年小田原市規則第 4 号)

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 5 号

美食のまち小田原推進事業者選定委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された美食のまち小田原推進事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第 3 条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業、漁業、商業、観光等に関わる団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の事務は、経済部観光課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 6 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例（平成 30 年小田原市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等)

**第 2 条** 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。次条において「省令」という。）に定める基準のとおりとする。

(記録の整備)

**第 3 条** 前条の場合においては、省令第 29 条第 2 項（省令第 30 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 30 年小田原市規則第 7 号）は、廃止する。



小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 7 号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例（平成 26 年小田原市条例第 60 号）第 7 条の規定に基づき、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準を定めるものとする。

(指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等)

**第 2 条** 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。次条において「省令」という。）に定める基準のとおりとする。

(記録の整備)

**第 3 条** 前条の場合においては、省令第 28 条第 2 項（省令第 32 条において準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 27 年小田原市規則第 16 号）は、廃止する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 8 号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小田原市条例第 45 号）第 4 条の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（第 3 条において「運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(運営基準)

**第 3 条** 運営基準は、次条に定めるもののほか、省令に定める基準のとおりとする。

**第 4 条** 省令第 13 条第 4 項第 3 号イからハマまでに掲げるもののほか、満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 2 項第 8 号イ又はロに掲げる教育・保育給付認定保護者に該当するものに対する副食の提供に要する費用の額は、教育・保育給付認定保護者から受けることができる食事の提供に要する費用の額から除くものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例施行規則（平成26年小田原市規則第47号）は、廃止する。

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 9 号

小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小田原市条例第 47 号）第 7 条の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準)

**第 2 条** 最低基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定める基準のとおりとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年小田原市規則第 49 号）は、廃止する。

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 0 号

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例（平成 2 6 年小田原市条例第 4 6 号）第 7 条の規定に基づき、放課後児童  
健全育成事業の設備及び運営に関する基準（次条において「最低基準」という。）を  
定めるものとする。

(最低基準)

**第 2 条** 最低基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6  
年厚生労働省令第 6 3 号）に定める基準のとおりとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規  
則（平成 2 6 年小田原市規則第 4 8 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、放課後児童支援員の資格に係る第 2 条の規定の適用  
については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 1 0 条第 3 項中  
「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和 6 年 3 月 3 1 日までに修了する  
ことを予定している者を含む。）」とする。

小田原市国民健康保険条例施行規則及び小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 1 号

小田原市国民健康保険条例施行規則及び小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

**第 1 条** 小田原市国民健康保険条例施行規則(昭和 3 4 年小田原市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「次のとおり」を「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和 3 年厚生労働省令第 1 7 5 号)別記様式」に改め、同条各号を削る。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

### 様式第 1 号から様式第 3 号まで 削除

(小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 小田原市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成 2 0 年小田原市規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(身分を証明する証票)

**第 2 条** 保険料の徴収に関する調査又は滞納処分のため財産の差押えを行う当該職員は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和 3 年厚生労働省令第 1 7 5 号)別記様式による身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第 3 条第 1 号中「様式第 3 号」を「様式第 1 号」に改め、同条第 2 号中「様式第 4 号」を「様式第 2 号」に改め、同条第 3 号中「様式第 5 号」を「様式第 3 号」に改め、同条第 4 号中「様式第 6 号」を「様式第 4 号」に改め、同条第 5 号中「様式第 7 号」

を「様式第5号」に改め、同条第6号中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号から様式第8号までを2号ずつ繰り上げる。

#### **附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 2 号

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則（昭和 5 1 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「当該市民で構成される」を「これを主たる構成員とする」に改め、「親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となるもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「通じて」の次に「顕著に」を加える。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 1 3 号**

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）  
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号サ中「附則第 2 条第 3 項」を「附則第 2 条第 4 項」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 1 4 号

小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則の一部を改正  
する規則

小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（昭和 5 1 年小田原市  
規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「、改葬及び斎場使用」を「及び改葬」に改め、同項第 9 号か  
ら第 1 1 号までを次のように改める。

- (9) 国民健康保険の受付及び連絡に関する事。
- (10) 後期高齢者医療の受付及び連絡に関する事。
- (11) 介護保険の受付及び連絡に関する事。

第 3 条第 1 項第 1 2 号を削り、同項第 1 3 号中「及び国民健康保険料」を削り、同号  
を同項第 1 2 号とし、同項第 1 4 号を同項第 1 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 小児医療費助成の受付及び連絡に関する事。

第 3 条第 1 項中第 1 8 号を削り、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号を削り、第 1 5  
号を第 1 7 号とし、第 1 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (15) ひとり親家庭等医療助成費支給の受付及び連絡に関する事。
- (16) 重度障害者医療費助成の受付及び連絡に関する事。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 5 号

小田原市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 小田原市総合計画審議会規則（昭和 5 4 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「につき」を「及び推進に関する事項につき、」に改め、「報告し、」の次に「及び」を加える。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

**第 2 条** 小田原市総合計画審議会規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「翌年度」を「翌々年度」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 1 6 号

市長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務の代理に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和 2 2 年法律第 6 7 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「による」を「とする」に改め、本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（市長の職務を代理する副市長の順序）」を付し、同条の次に次の 2 条を加える。

（市長の職務を代理する市長の指定する職員）

**第 2 条** 法第 1 5 2 条第 2 項の規定により市長の職務を代理する職員は、企画部長の職にある者とする。

（市長の職務を代理する上席の職員）

**第 3 条** 法第 1 5 2 条第 3 項の規定により市長の職務を代理する上席の職員は、小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 3 号）別表第 1 に規定する部長の職にある者（本庁舎に勤務する者に限る。）とし、その代理する順序は、小田原市部等設置条例（昭和 4 2 年小田原市条例第 3 号）第 1 条に掲げる部の順序とする。

## 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 1 7 号**



小田原市公印規則の一部を改正する規則

小田原市公印規則（昭和29年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

国民健康保険被保険者証用、国民健康保険及び介護保険被保険者証被保険者確認用並びに住民基本台帳カード及び個人番号カード記載事項訂正用小田原市印	4	同	方9mm	戸籍住民課長、マロニエ係長、いずみ係長、こゆるぎ係長、高齢介護課長及び保険課長	を
国民健康保険被保険者証用並びに国民健康保険及び介護保険被保険者証被保険者確認用小田原市印	4	同	方9mm	高齢介護課長、保険課長、マロニエ係長、いずみ係長及びこゆるぎ係長	に、
障がい福祉課長及び子育て政策課長	を	障がい福祉課長、子育て政策課長、マロニエ係長、いずみ係長及びこゆるぎ係長	に改め、同表在留カード及び特別永住者		

証明書用小田原市長印の項の次に次のように加える。

住民基本台帳カード及び個人番号カード記載事項訂正用小田原市長印	30 の2	同	縦4mm 横15mm	戸籍住民課長、マロニエ係長、いずみ係長及びこゆるぎ係長
---------------------------------	----------	---	---------------	-----------------------------

別表第2の30の図の次に次の1図を加える。

30の2

小田原市長印

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 1 8 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 職員の結婚の項の次に次のように加える。

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、1 0 日）を超えない範囲内の日数とし、休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。
---------------------------------------	---

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 1 9 号**

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 条」を「第 3 1 条」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 5 号ア(ウ)」を「第 2 条第 5 号ア(イ)」に改める。

第 1 8 条（見出しを含む。）中「第 2 5 条第 2 号イ」を「第 2 5 条第 2 号」に改める。

### **附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 2 0 号**

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 学校給食費

第 3 条第 3 項第 1 号中「負担金、家賃又は保育料」を「家賃、保育料又は学校給食費」に改める。

### **附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 2 1 号**



小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
第53条第1項に次の1号を加える。

(6) 法第231条の2の2の規定により納入義務者が指定納付受託者に収入金の納付を委託したとき。

第55条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「歳入徴収権者」を「市長」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項を削る。

第56条第1項中「歳入徴収権者」を「市長」に改める。

別表第1 公共施設マネジメント課の項を削り、同表管財課の項を次のように改める。

資産経営課	管理係長
-------	------

別表第2 エネルギー政策推進課の項を次のように改める。

ゼロカーボン推進課	ゼロカーボン推進係長
-----------	------------

別表第3の(1)の表中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、

00290-7-960282	小田原市会計管理者	光学式文字読取装置で処理することができる収入済通知書を使用する保育所保育料の収納及び自動払込みによる保育所保育料の収納	を
00230-3-960082	小田原市会計管理者	自動払込みによる市立幼稚園保育料の収納	

00290-7-960282	小田原市会計管理者	光学式文字読取装置で処理することができる収入済通知書を使用する保育所保育料の収納及び自動払込みによる保育所保育料の収納	に
----------------	-----------	---	---

改める。

別表第3の(2)の表中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

様式第31号の2及び様式第31号の3を次のように改める。

様式第31号の2 (第43条、第141条関係)

小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届  
(小田原市納付金自動払込利用申込書兼廃止届)

(金融機関・ゆうちょ銀行提出用)

金融機関・ゆうちょ銀行 御中

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解約(廃止)	申込年月日	年 月 日
---	-------	-------

私は、小田原市への納付金の口座振替による取扱いを、次のとおり依頼したいので申し上げます。

納入義務者	住所	電話 ( )
	フリガナ	固定資産税・都市計画税の共有名義分を振替する場合に記入する。
	氏名	左記代表者ほか <input type="checkbox"/> 左記代表者の単独名義分、共有名義分全てを一括して申し込む。 ( ) 名

項目	新規・解約(廃止)・変更後	変更前(ゆうちょ銀行を除く。) ※同一金融機関内での変更手続の場合にのみ、変更用として下の欄にご記入ください。
口座名義人	住所	住所
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名及び店舗名			金融機関名及び店舗名		
	銀行・金庫 組合・農協			銀行・金庫 組合・農協		
	店			店		
	金融機関コード・店舗コード (金融機関が記入してください。)	預金種目	口座番号(右づめで記入)	金融機関コード・店舗コード (金融機関が記入してください。)	預金種目	口座番号(右づめで記入)

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	払込日	払込先口座番号	払込先加入者名	金融機関コード	通帳記号(左づめで記入) ※6桁目がある場合はこの欄に記入	通帳番号(右づめで記入)
	新規(166) 廃止(176)	別記	月末日 (土日祝日の場合は翌営業日)	別記のとおり	小田原市会計管理者	9 9 0 0 1	0	

対象種目	通知書番号等		振替(払込)又は解約(廃止)開始期(希望時のみ記入)	契約種別コード	払込先口座番号
<input type="checkbox"/> 市県民税(普通徴収)	通知書番号又は納付番号	年度 期分	から	35	00230-7-960294
<input type="checkbox"/> 固定資産税 都市計画税	通知書番号又は納付番号	年度 期分	から	35	00290-5-960209
<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)	納入義務者が所有する全ての車両が対象になります。		年度分	から	35 00280-7-960216
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料 (普通徴収)	被保険者番号	年度 期分	から	28	00200-3-960291
<input type="checkbox"/> 介護保険料 (普通徴収)	被保険者番号	年度 月分	から	28	00210-4-960292
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 保険料(普通徴収)	被保険者番号	年度 月分	から	28	00200-0-960673
<input type="checkbox"/> 清掃手数料	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 従量 <input type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> 浄化槽	台帳番号	年度 月分	から	30 00240-5-960287
<input type="checkbox"/> 霊園管理手数料	区画番号	区 側 番	年度分	から	30 00250-6-960288
<input type="checkbox"/> 市営住宅使用料 <input type="checkbox"/> 市営住宅駐車場使用料	住宅名	号室	年度 月分	から	25 00230-3-960286
<input type="checkbox"/> 学校給食費	学校名 児童生徒名(カタカナ)	児童生徒生年月日	年度 月分	から	30 00220-3-960341
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ 保護者負担金	クラブ名 児童名	通知書番号	年度 月分	から	30 00260-8-960289
<input type="checkbox"/> 保育所保育料	保育所名 児童名(カタカナ)	児童生年月日	年度 月分	から	30 00290-7-960282

(ゆうちょ銀行を除く。)

受付印	印鑑照合	検印
-----	------	----

受付店目付印
--------

様式第31号の3 (第43条、第141条関係)

小田原市納付金口座振替納入通知書等送付依頼書兼変更・廃止届  
(小田原市納付金自動払込受付通知書兼廃止届)

(小田原市提出用)

小田原市長 様

新規 変更 解約(廃止)

申込年月日

年 月 日

私は、貴市への納付金の口座振替による取扱いを、次のとおり依頼したいので申し出ます。なお、口座振替の取扱いに当たっては、納入通知書等を下記の金融機関・ゆうちょ銀行に送付してください。

納入義務者	住所			
	フリガナ	固定資産税・都市計画税の共有名義分を振替する場合に記入する。		
	氏名	左記代表者ほか ( )名	<input type="checkbox"/>	左記代表者の単独名義分、共有名義分全てを一括して申し込む。

項目	新規・解約(廃止)・変更後	変更前(ゆうちょ銀行を除く。) ※同一金融機関内での変更手続の場合にのみ、変更用として下の欄にご記入ください。
----	---------------	--

口座名義人	住所	届出印	住所	届出印
	フリガナ		フリガナ	
	氏名		氏名	

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名及び店舗名			金融機関名及び店舗名		
	銀行・金庫 組合・農協			銀行・金庫 組合・農協		
	金融機関コード・店舗コード (金融機関が記入してください。)	預金種目	口座番号(右づめで記入)	金融機関コード・店舗コード (金融機関が記入してください。)	預金種目	口座番号(右づめで記入)
	.....	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 納税準備	.....	.....	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 納税準備	.....

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	払込日	払込先口座番号	払込先加入者名	金融機関コード	通帳記号(左づめで記入) ※6桁目がある場合は「の」欄に記入	通帳番号(右づめで記入)
	新規(166) 廃止(176)	別記	月末日 (土日祝日の場合は翌営業日)	別記のとおり	小田原市会計管理者	99001	.....の	.....

対象種目	通知書番号等		振替(払込)又は解約(廃止)開始期(希望時のみ記入)	契約種別コード	払込先口座番号
<input type="checkbox"/> 市県民税(普通徴収)	通知書番号 又は納付番号		年度 期分	35	00230-7-960294
<input type="checkbox"/> 固定資産税 都市計画税	通知書番号 又は納付番号		年度 期分	35	00290-5-960209
<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)	納入義務者が所有する全ての車両が対象になります。		年度	35	00280-7-960216
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料 (普通徴収)	被保険者番号		年度 期分	28	00200-3-960291
<input type="checkbox"/> 介護保険料 (普通徴収)	被保険者番号		年度 月分	28	00210-4-960292
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 保険料(普通徴収)	被保険者番号		年度 月分	28	00200-0-960673
<input type="checkbox"/> 清掃手数料	<input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 従量 <input type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> 浄化槽	台帳番号	年度 月分	30	00240-5-960287
<input type="checkbox"/> 霊園管理手数料	区画番号	区 側 番	年度	30	00250-6-960288
<input type="checkbox"/> 市営住宅使用料 <input type="checkbox"/> 市営住宅駐車場使用料	住宅名	号室	年度 月分	25	00230-3-960286
<input type="checkbox"/> 学校給食費	学校名 児童生徒名(カタカナ)	児童生徒生年月日 年 月 日	年度 月分	30	00220-3-960341
<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ 保護者負担金	クラブ名	児童名 通知書番号	年度 月分	30	00260-8-960289
<input type="checkbox"/> 保育所保育料	保育所名	児童名(カタカナ) 児童生年月日 年 月 日	年度 月分	30	00290-7-960282

当店に上記預金口座のあることを確認し、納付金口座振替依頼書を受理しました。

年 月 日

取扱金融機関名(ゆうちょ銀行を除く。)



受付通知書の送付先口座番号

00230-7-960294

受付店日付印

--



様式第 3 1 号の 4 及び様式第 3 1 号の 5 中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 2 号

小田原市財産規則の一部を改正する規則

小田原市財産規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 1 条第 1 号中「こと」の次に「（市長の承認を受けた場合を除く。）」を加える。  
別表公共施設マネジメント課の項を削り、同表管財課の項を次のように改める。

資産経営課	管理係長
-------	------

別表エネルギー政策推進課の項を次のように改める。

ゼロカーボン推進課	ゼロカーボン推進係長
-----------	------------

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 2 3 号

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 3 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 普通入場料 1 人につき 1 0 0 円

(2) 指定観覧席入場料 次に掲げる観覧席の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 特別指定観覧席（当日席） 1 席につき 1, 0 0 0 円

イ 特別指定観覧席（期間指定席） 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで有効のもの 1 席につき 5, 0 0 0 円

(イ) 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで又は 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで有効のもの 1 席につき 3, 0 0 0 円

ウ 指定観覧席 1 席につき 2 0 0 円

第 6 4 条第 1 項中「競走施行の年月日」を「有効期間」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市規則第 2 4 号**



小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号											個 人 番 号										
	フリガナ											生年月日	年 月 日 ( 歳)									
	氏 名											性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒										電話番号 - -										
	現在の要介護状態区分等	要介護状態区分1・2・3・4・5										要支援状態区分1・2										
	※更新申請・区分変更申請の場合に記入	有効期間										年 月 日から 年 月 日まで										
	申請の理由	※新規申請・区分変更申請の場合に記入																				
介護保険施設入所の有無 (短期入所を除く。)	有・無	入 所 施 設 名																				
		所 在 地																				

を

被 保 険 者	介護保険被保険者番号											個 人 番 号										
	医療保険	保 険 者 名											保 険 者 番 号									
		被 保 険 者 証 記 号											番 号	枝 番								
	フリガナ											生年月日	年 月 日 ( 歳)									
	氏 名											性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒										電話番号 - -										
	現在の要介護状態区分等	要介護状態区分1・2・3・4・5										要支援状態区分1・2										
	※更新申請・区分変更申請の場合に記入	有効期間										年 月 日から 年 月 日まで										
	申請の理由	※新規申請・区分変更申請の場合に記入																				
介護保険施設入所の有無 (短期入所を除く。)	有・無	入 所 施 設 名																				
		所 在 地																				

に、

医療保険者名											医療保険被保険者証記号番号										
特定疾病名																					

を

特定疾病名										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 5 号

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成 14 年小田原市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 9 条第 1 項の災害危険区域（当該土地の区域について小田原市建築基準条例（平成 1 5 年小田原市条例第 3 0 号）第 4 条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域第 3 条第 3 号中「（平成 1 5 年小田原市条例第 3 0 号）」を削り、同条中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 4 号から第 1 1 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 4 号を加える。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為に係る土地の区域を除く。）
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域
- (7) 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が 3. 0 メートル以上の区域

**附 則**



この規則は、令和4年4月1日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 2 6 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 2 7 年小田原市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項を削る。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 1 0 2 条第 1 項の規定による認定の申請に係る」を「第 1 0 2 条第 2 項第 1 号に該当するものとして同項の認定を受けようとする」に、「同条第 2 項」を「同号」に改め、同項第 2 号中「配置図その他の前号に規定する」を「配置図、平面図その他前号の」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 2 条第 1 項の規定により認定の」を「第 1 0 2 条第 2 項第 1 号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第 1 項の規定により」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 4 9 条第 2 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 配置図、平面図その他法第 1 0 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションを特定するために必要な書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市土地開発基金に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 2 7 号**

小田原市土地開発基金に関する条例施行規則を廃止する規則

小田原市土地開発基金に関する条例施行規則（昭和 4 5 年小田原市規則第 2 2 号）は、  
廃止する。

### **附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市民ホール整備基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## **小田原市規則第 2 8 号**

小田原市市民ホール整備基金条例施行規則を廃止する規則

小田原市市民ホール整備基金条例施行規則（平成 2 9 年小田原市規則第 8 号）は、廃止する。

### **附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。